

こどもの居場所フェア埼玉等開催業務委託仕様書

1 委託業務名

こどもの居場所フェア埼玉等開催業務

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日

3 目的

こども食堂・学習支援教室・プレーパーク等の「こどもの居場所」について県民の認知を広めるとともに、こどもの居場所活動を支える県内企業・団体等の支援の輪を広げるきっかけを作るために、こどもの居場所の運営者及び企業、団体、県民の出会いの場となるイベント「こどもの居場所フェア埼玉」及び「こどもの居場所地域連携フォーラム」を開催する。

4 実施主体

埼玉県こどもの居場所フェア実行委員会（以下、「実行委員会」という。）

5 委託業務の内容

(1) こどもの居場所フェア埼玉

① 概要

ア 開催日時

令和8年10月17日（土）11:00～16:00

※会場準備は10月16日（金）13:00～

イ 会場

大宮ソニックシティ 第1・第4・第5展示場及びイベント広場

ウ 主な実施内容

・ こども食堂運営団体等によるブース出展（展示・販売）

イベント広場内において、こども食堂運営団体によるブース（飲食の販売及び活動内容の紹介）を8ブース程度出展する。

・ 企業・団体等によるPRブース出展（体験コーナー）

展示場内において、企業・団体によるブース（体験コーナーやパネル展示）を7ブース程度出展する。ただし、企業・団体が予定数に満たない場合は、委託先によるブース出展を検討する。

・ プレーパークの開催

展示場内において、団体によるプレーパーク（こどもの遊び場）を開催する。

・ ステージ

イベント広場内において、こどもの居場所のPR、子育て世帯が楽しめる催し物を

実施する。

- ・地域ネットワーク（居場所団体、企業等）交流会の実施
- ・会場内を巡るクイズラリーの実施
- ・来場者へのアンケート調査の実施

②委託業務内容

ア 広報施策の企画・制作・実施

a 効果的な広報戦略・手法の提案

受託者は専門性のある担当者による広報支援体制を作り、WEBサイトやSNS、各種メディア、印刷物等を活用した効果的な広報戦略・手法を提案すること。

b 支援者と活動団体の連携強化に繋がる取組の提案

企業と活動団体からのメッセージ動画等を活用した情報発信を企画、実施すること。

c 地域連携フォーラムとの連動施策の提案

フォーラムでのマッチング成果等をフェアの中でPRする仕掛けを提案、実施すること。

フェアとフォーラムの異なる客層を生かした情報発信と相互紹介・連携の企画を提案、実施すること。

d 広報用印刷物の作成・配布

・ポスター

サイズ：A1片面カラー

部数：500部

納品場所：委託者が指定する所（200か所程度）に送付するとともに、県内主要駅や商業施設での配布等効果的な配布計画を立案し、配布すること。

・チラシ

サイズ：A4両面カラー

部数：30,000部

納品場所：委託者が指定する所（300か所程度）に送付するとともに、県内主要駅や商業施設での配布等効果的な配布計画を立案し、配布すること。

・パンフレット

サイズ：A3両面カラー 二つ折り

部数：10,000部

納品場所：100部…埼玉県福祉部こども支援課
残部…イベント会場

e 専用ウェブサイトの運営

- ・専用ウェブサイト（URL：<https://kodomo-ibasho.pref.saitama.lg.jp>）を今回の内容に更新し、契約期間終了時まで管理、必要に応じて更新すること。
- ・イラストや画像等を活用し、わかりやすく事業を周知できる構成とすること。

- ・ 事業概要、配信動画の内容、出演者の紹介、最新ニュース等を掲載し、計画的にアップデートすること。
- ・ 主催者の緊急告知等、急を要するニュースを迅速に掲載できる仕立てとすること。

イ 会場の設営・運営・撤去

レイアウトの概要は別紙1のとおりとする。受託者は、以下a～gについての機能要件を備えた会場の設営、運営及び撤去を行う。また、本イベントの目的達成のために追加できる独自企画があれば提案すること。

a 受付（第1展示場外通路部分）

- ・ イベントタイトル及び会場マップ、こども食堂ブースのメニュー表、ステージプログラムのサインパネルを配置する。
- ・ 受託者はスタッフ2名を配置し、来場者の受付及びパンフレット、クイズラリー台紙、アンケートほか委託者から指示のあったものを配布する。
- ・ クイズラリーの景品（委託者が用意）を配布する。

b 企業・団体ブース、プレーパーク（第1展示場）

- ・ 企業・団体ブースは、こどもの居場所団体等への支援のPRや来場者が遊び・体験できるワークショップやパネル展示等を実施する。受託者は上記に限らず、出展企業等が負担が少なく参加できる形式を改めて提案すること。また、机、椅子、パネルの設置など必要なものを準備する。
- ・ 企業が出展するメリットを明示し、電話等により新規出展企業の参加を促すこと。また、その方法を具体的に提案すること。
- ・ プレーパークは、こどもの遊び場スペースを設置する。四方をテープ等で仕切り、半分には人工芝を敷き、机、椅子等を設置する。

c こども食堂ブース、飲食ブース、ステージ（イベント広場）

- ・ こども食堂ブースは、飲食の提供及び活動内容の展示を実施する。受託者は机、椅子、必要に応じてカセットコンロ、耐火パネル、消火器等を設置する。
- ・ 飲食ブースは、120人程度が飲食可能なスペースを用意する。また、一部には雨対策のためのテントを設置する。
- ・ ステージは、トークショー、音楽ライブ等を実施する。受託者は演台、ステージサイン、音響機器、観客用椅子等を設置する。出演者を含めたステージの内容について、こどもの居場所について効果的にPRでき、かつ子育て世帯が楽しめる内容を企画し、提案すること。

d 地域ネットワーク（居場所団体、企業等）交流会の実施（第4・5展示場）

- ・ 地域ネットワークの運営者同士が交流できるイベントを開催する。
- ・ 会場には必要に応じて演台、プロジェクター、スクリーン、音響機器、椅子等を設置する。

必要に応じ使用する資料等を作成し、印刷する。また、受付を用意し、スタッフ

を1人配置する。

- ・ 詳細については、別途協議の上決定する。

e 写真ブース（第1展示場）

- ・ 記念写真撮影用の背景パネル及び日付パネルを配置する。

f ステージ出演者等控室（第3展示場）

- ・ ステージの出演者、スタッフ等の控え室を設営する。
- ・ 受託者はステージ出演者用の飲み物、軽食を用意する。

g 救護室、ストックヤード（商談室）

- ・ 急病人の応急処置等を行う救護室を設営する。また、看護師を1名配置する。
- ・ 会場設営の資材等を保管するストックヤードを設営する。

ウ ステージの企画運営

- a 出演者の調整
- b ステージの制作、進行、演出、運営管理
- c 会場整理

エ ブース出展者等の公募・連絡調整等に関する業務

- a 出展者等募集チラシ及び出展案内の作成
- b 出展者情報の収集・確認作業
- c 出展者との貸出備品の調整
- d 出展者マニュアル・当日運営マニュアルの作成、送付
- e 出展者説明会の企画・運営
- f 車両搬入出計画の作成、駐車券の送付
- g 飲食出展者への保健所申請書類送付、取りまとめ
- h その他、契約期間中の出展窓口として必要なすべての業務

オ 次の催事器具・備品等の運搬、設営、撤去及び催事当日の運営

- a テント設営、電気工事、排水設備の設置他（展示場・イベント広場）
- b ブース他の設営（展示場・イベント広場）
- c 本イベント利用会場内でのストックスペースを活用した設營業務

（2）こどもの居場所地域連携フォーラム

① 概要

ア 日時・場所

- ・ 県内3か所程度で、全3回開催する。開催場所の選定の際は、別紙（仮称）開催エリアをもとに受託者が提案し、協議の上決定するものとする。

イ 主な実施内容

- ・ セミナーの開催

企業がこどもの居場所への支援について考えるためのセミナーを開催する。

・ **交流会の開催**

こどもの居場所団体と企業、市町村とが自由に意見交換を行う交流会を開催する。

・ **来場者へのアンケート調査の実施**

ウ 参加者数の目標

・ 参加者数（こどもの居場所団体及び企業等）は1開催あたり60名以上程度を目標とし、対象者に対して必要な周知を行うこと

② 委託業務内容

ア 参加者数の目標が達成可能な広報施策の企画・制作・実施

a 効果的な広報戦略・手法の提案

受託者は専門性のある担当者を配置し、WEBサイトやSNS、各種メディア、印刷物を活用した効果的な広報戦略を提案、実施するとともに、エリア内企業や経営者向け専門紙・サイトを対象としたターゲティング広告等の活用を提案、実施すること。

b 企業PR支援の提案

フォーラム中に企業がPRできる方法を提案、実施すること。
IR資料や社内報に掲載可能な広報素材を作成・提供すること。

c こどもの居場所フェア埼玉との連動施策の提案

フェアとフォーラムの異なる客層を生かした情報発信と相互紹介・連携の企画を提案、実施すること

d チラシデータの作成

サイズ：A4カラー

納品場所：埼玉県

内容：実際の支援内容等を明示するなどし、参加メリットをわかりやすく記載すること。

e 専用ウェブサイトへの掲載

・ 「こどもの居場所フェア埼玉」専用ウェブサイト（URL：<https://kodomo-ibasho.pref.saitama.lg.jp>）に内容を掲載し、契約期間終了時まで管理、必要に応じて更新すること。

イ 会場の設営・運営・撤去

受託者は、以下の機能要件を備えた会場の設営、運営及び撤去を行う。また、本イベントの目的達成のために追加できる独自企画があれば提案すること。

- ・ 来場者の受付及び当日のプログラム、登壇者発表資料、アンケートほか委託者から指示のあったものを配布する。
- ・ セミナー会場には演台、プロジェクター、スクリーン、音響機器、椅子等を設置す

る。

- ・ 交流会会場には机、飲み物等を用意する。

※入口から会場までの誘導スタッフ及び受付スタッフ、司会進行は委託者が行う。

ウ セミナー・交流会の企画運営

- 登壇者の調整
- プログラムの制作、進行、演出、運営管理
- 会場整理

(3) 両イベント共通事項

① 催事装飾等に関する運搬、設営及び撤去

- 装飾・備品等（机、椅子等）の運搬、設営及び撤去
- 音響・照明機器一式の運搬、設営（当日オペレーション含む）、撤去及び電気工事
- 案内看板の作製、運搬、設営及び撤去
- 備品等（間仕切、机、椅子等）の運搬、設営、撤去及び電気工事、給排水工事

② 来場者の整理、警備、案内及び急病者の看護に関する業務

③ 排出されたごみ等の処分

各会場を所管する者及び委託者の指示により適正に行うこと。

④ 保険等の加入

受託者が下記の保険に加入するものとする。なお、保険料は委託料に含める。

- ・ イベント保険（来場者のケガ、食中毒、器物の損壊等を補償するもの）
- ・ 傷害保険（全出演者のケガ等を補償するもの。会場への行き帰りも含む。）

⑤ 会場使用料・電気料金の支払い

受託者は、委託料の中から以下の通り会場使用料・電気料金等を支払うものとする。

- ・ 大宮ソニックシティ第3展示場の会場使用料
- ・ イベントの開催に係るすべての会場の電気料金、水道料金

⑥ 謝礼金・出演料の支払い

受託者は、委託料の中から以下の通り謝礼金・出演料を支払うものとする。

- ・ こども食堂ブース出展者… 1団体につき3万円（8団体）
- ・ プレーパークブース出展者… 3万円（1団体）
- ・ （必要に応じて）ステージ出演者、セミナー登壇者、MC等への謝礼金

⑦ 来場者の集計及びアンケート調査の実施、集計、分析

各イベントについて来場者の集計を行い、委託者に報告する。また、来場者に対してアンケート調査を実施し、集計・分析結果を委託者へ報告する。アンケート調査の実施の際は、多くのサンプルが取れるよう工夫すること。

⑧ 協賛企業の募集及び協賛金等の管理

a 受託者はイベントの開催にあたって、協賛企業・団体等を募り、物的・金銭的支援を活用し、委託契約額を上回る事業規模とすることができる。

ただし、協賛企業等、およびその支援については事前に委託者へ相談し、その承諾を得ること。

b 協賛金の受払等の管理は受託者が行い、随時委託者に報告すること。

⑨ 業務実施報告書の作成・提出

事業終了後、下記のとおり業務実施報告書を作成し、下記のとおり委託者へ提出すること。報告書の詳細は実行委員会と協議の上作成すること。

提出物：業務完了報告書

提出期限：令和9年3月31日

提出先：埼玉県福祉部こども支援課

6 業務要件

ア 業務を円滑に遂行するため、必要な人員を確保すること。

イ 業務実施にあたり、実行委員会ならびに実務担当者と十分に協議・調整を行うこと。

7 委託業務実施にあたっての留意事項

(1) 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。また、火災、盗難、不法侵入等による事故を未然に防止するよう努めなければならない。

なお、各会場の施設利用規約に準じる内容とする。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密

委託者及び受託者は委託業務に関して知り得た相手方の秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 著作権の取り扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

(4) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

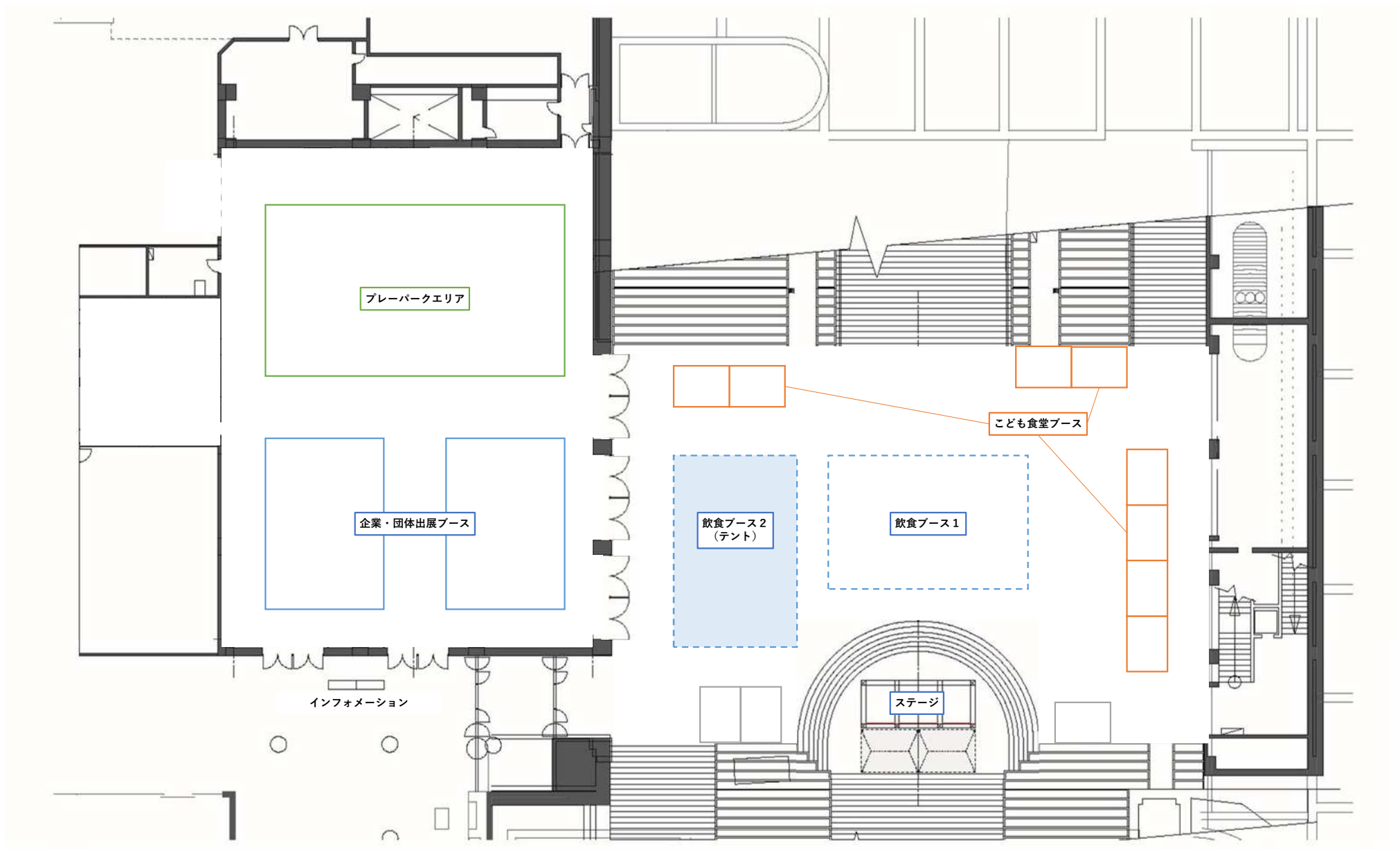
(5) 人物画像の取り扱い

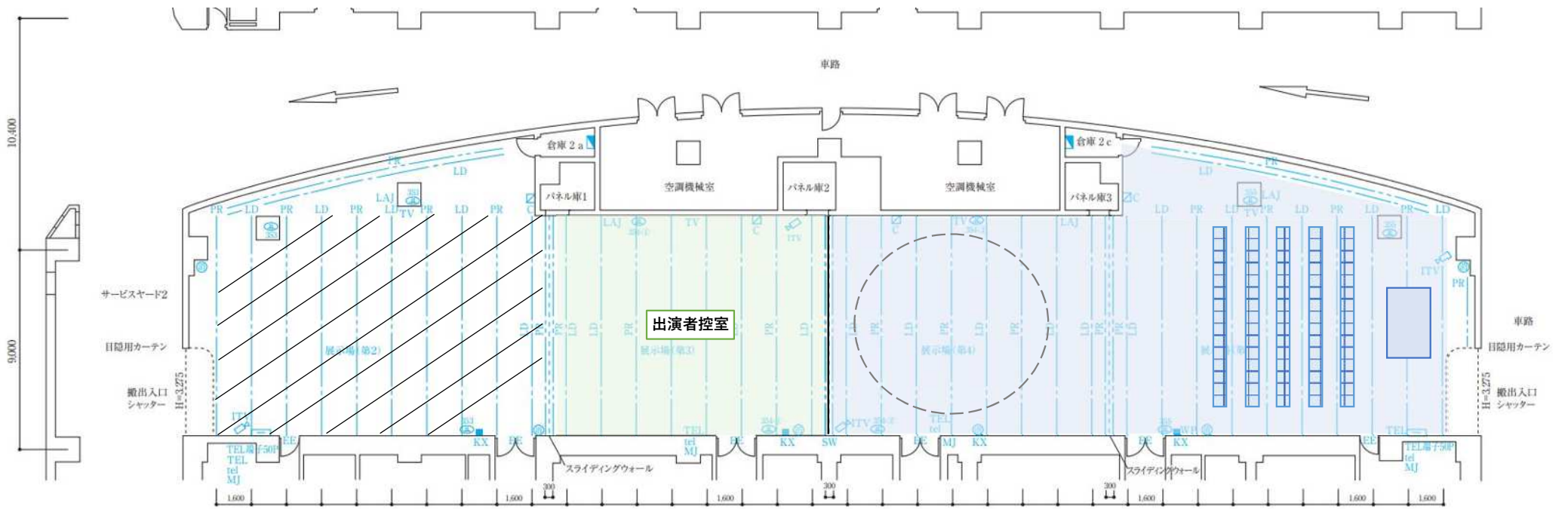
本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修

正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

(6) 定めのない事項等

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。





【地域連携フォーラム開催エリア（案）】

（利根・東部エリア）

羽生市、加須市、久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町、宮代町、春日部市、松伏町、越谷市、吉川市、草加市、三郷市、八潮市、蓮田市

（さいたま市・県央、南部、南西部エリア）

さいたま市、北本市、桶川市、伊奈町、上尾市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、志木市、朝霞市、新座市、和光市、戸田市、蕨市、川口市

（秩父、西部エリア）

長瀨町、皆野町、小鹿野町、秩父市、横瀬町、東秩父村、小川町、ときがわ町、鳩山町、越生町、毛呂山町、日高市、狭山市、入間市、所沢市、飯能市